

訪問看護及び介護予防訪問看護  
訪問看護ステーションことり運営規定

(事業の目的)

第1条 特定医療法人博仁会が開設する訪問看護ステーションことり（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護（以下「訪問看護」という）の必要を認めた者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師は、老人等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの密着な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションことり
- (2) 所在地 高崎市下小鳥町 1317

(職員の職種・員数・及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（保健師又は看護師）  
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。
- (2) 職員 看護職員 2.5名以上（常勤換算。うち1名は常勤。管理者含む）  
訪問看護(介護予防訪問看護)計画書及び報告書を作成し、訪問看護及び指定介護予防訪問看護を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、つぎの通りとする。

- ①営業日・時間 月～土曜日 ただし国民の休日、12月30日～1月3日までを除く

- ②営業時間 午前9時～午後5時30分
- ③電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または家族からのステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるように指導する。
- (3) 利用希望者に主治医がない場合は、ステーションから、高崎市医師会または高崎市高齢者サービス調整チームに主治医の指定を依頼する。

第7条 訪問看護の内容は次のとおりである。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔のケア
- (3) 食事及び排泄等日常生活の援助
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療措置

(緊急時における対処方法)

第8条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。  
主治医に連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。  
看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料)

第9条 医療保険の場合

- 1. 訪問看護を提供した場合、医療保険各法に基づく本人負担分を徴収するものとする。
- 2. 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解

を得ることとする。

3. その他の利用料として、次の額を徴収する。
  - (1) 営業時間内で2時間を越える訪問看護料：30分当たり 2000円
  - (2) 営業時間外で17：30以降：30分当たり 2500円
  - (3) 営業日以外の訪問看護料：時間に関わらず30分当たり 3000円  
2時間を越える場合は上記(1)(2)に準ずる。
4. 訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

ア. ステーションから	片道1km未満	無料
イ. ステーションから	片道1km以上5km未満	200円
ウ. ステーションから	片道5km以上10km未満	300円
エ. ステーションから	片道10km以上	500円

#### 介護保険の場合

訪問看護をした場合、厚生大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。

次に規定する通常の実施地域(高崎市)を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、次の額とする

ア. 事業の実施地域を越えた所から	片道20km未満	200円
イ. 事業の実施地域を越えた所から	片道20km以上30km未満	300円
ウ. 事業の実施地域を越えた所から	片道30km以上	400円

#### その他

日常生活上必要な物品 実費

死後の処置料は、12000円とする。

費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)受けることとする。

第10条 通常の実施地域は、高崎市とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ ステーションにおいて、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期

的に(年2回以上)実施すること。

- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

## 第12条

訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内

- ② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、特定医療法人博仁会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、平成23年5月1日から施行する。

附則 この規定は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規定は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この規定は、平成30年1月1日から施行する。

附則 この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この規定は、平成31年10月1日から施行する。

附則 この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和5年10月1日から施行する。